

# 住民税・所得税の申告情報(第3回)

問 財務課 町民税係 ☎62-9122 / 諏訪税務署 ☎52-1390

まもなく申告の期間が始まります。皆さま、申告の準備はお済みでしょうか。町では、「住民税申告相談会および所得税確定申告書作成指導会」を行いますので、必要な方は忘れずに申告をお願いします。

なお、確定申告期間中は役場財務課窓口での申告相談等ではできませんのでご注意ください。



## ● 持ち物等の確認をしましょう

相談会の前に、持ち物の確認をお願いします。必要な書類等は、申告をする方により異なります。（「申告をしなければならぬ方」については広報1月号をご確認ください。）

### ①平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に収入がありましたか？

ア 収入があった → 該当するものをお持ちください。

- 給与等の支払者（事業所等）や日本年金機構等の年金支払者から交付、送付された源泉徴収票 など
- シルバー人材センターの配分金支払証明書や個人年金支払証明書、水道検針員等の支払調書、農業や不動産等の収支内訳書 など（収支内訳書がないと相談が受けられない場合があります。）
- 生命保険料や学資保険等の満期や解約返戻金に関する支払証明書

イ 収入がなかった

→ どなたかの扶養親族になっている場合は申告不要、なっていない場合は住民税申告が必要です。（遺族年金・障害年金・傷病手当等の収入は非課税となりますが、以前にその旨を申告していない場合は住民税申告が必要です。）

### ②社会保険料、生命保険料、医療費控除（またはセルフメディケーション税制）の追加がありますか？

ア ある → 該当するものをお持ちください。

- 社会保険料控除に関するもの
- 生命保険料や地震保険料控除に関するもの
- 医療費控除に関するもの（職員による集計は行いませんので、医療費を事前に人、病院（施設）、薬局ごとに集計した明細書をお持ちください。明細書は財務課④番窓口にあります。また、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。詳しくは、広報12月号をご確認ください。）

イ ない → 控除の追加がなく、その他の申告がなければ申告は不要です。

### ③扶養控除の追加がありますか？

ア ある → 該当するものをお持ちください。

- 障害者手帳（身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳など）
  - 住民福祉課介護高齢者係で発行する障害者控除対象者認定証（毎年、発行の手続きと提出が必要です。）
- ※ 富士見町以外に住民登録がある方を扶養する場合は、その方の所得金額を確認してください。

イ ない → 控除の追加がなく、その他の申告がなければ申告は不要です。

### ④その他必要なものをお持ちください

- 申告する方のマイナンバー（マイナンバーカードまたは個人番号の記載のある住民票と本人確認書類）
- 扶養親族の方のマイナンバー（添付は不要ですが、記載の必要があります。）
- 印鑑（認印可）
- 口座番号のわかるもの（還付口座、振替口座等を記入する場合があります。）

## ●「住民税申告相談会および所得税確定申告書作成指導会」の日程

受付は役場入口のロビーで行います。来場者の分散のため対象地区を設定していますが、対象地区以外の日でも相談できます。例年大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。役場前駐車場が満車の場合は、第二体育館前駐車場をご利用ください。

相談日	対象地区	受付時間	受付
2月17日(月)	御射山神戸・栗生	午前9時～11時 午後1時～4時	役場1階 ロビー
2月18日(火)	立 沢		
2月19日(水)	富里・富士見台		
2月20日(木)	上蔦木・下蔦木・神代		
2月21日(金)	烏帽子・信濃境・池袋		
2月25日(火)	全 町		
2月26日(水)			
2月27日(木)	乙 事		
2月28日(金)	南原山・富原・富ヶ丘 瀬沢新田・桜ヶ丘		
3月 3日(火)	大平・松目・原の茶屋・木之間 若宮・花場・休戸・横吹 とちの木・富士見ヶ丘・塚平		
3月 4日(水)	小六・高森・田端・先達・葛窪・広原		
3月 5日(木)	富士見		
3月 6日(金) 税理士による 相談日	全 町 〔※税理士による確定申告相談 受付時間 午前9時30分～11時 午後1時～3時〕		
3月 9日(月)	平岡・机・先能・瀬沢		
3月10日(火)	全 町		
3月12日(木)			
3月13日(金)		午前9時～11時 (午前中のみ)	

※3月2日(月)、3月11日(水)、3月16日(月)は行いません。

○以下に該当する方は、役場で行う住民税申告相談会および所得税確定申告書作成指導会では相談を受けることができません。お手数ですが、諏訪税務署での申告をお願いします。

- 土地や建物、株式、先物取引、ゴルフ会員権などの資産の売却や交換などをした方
- 住宅ローン控除を初めて申告する方
- 税理士や税理士法人等が関与している法人の役員の方
- 青色申告の方
- 贈与税、相続税等を申告する方